

医業トピックスQA



今月の院長先生からの質問



Q 出資している出資金を社員へ払い戻すことは可能ですか？
また、可能な場合どのような手続きが必要ですか？

A 社員に出資金を返還することは可能ですが、そのためには、
まず、その社員が退社することが必要です。それにより、定
款に定めている社員の数が定数を下回る場合は、無出資の社
員を先に追加しておくことも必要となります。
払い戻す金額は、そのときの財産評価額となりますので、
医療法人に剰余金がある場合は、そのときの出資持分の評価
額（出資額限度法人を除く）により払い戻されることに注意
が必要です。

今月の時事ニュース

「大きなマイナス改定であった」

～厚労省担当者～

2014 年の診療報酬改定を担当した厚労省保険局医療課の一戸和成課長補佐は 3 月 12 日、全日病が開催した診療報酬改定説明会で、「+0.1 と改定あるが、消費税の補てんを除けば、実質マイナス 1.26% 改定ということで大きなマイナス改定であった」と述べた。

今回の改定では、「7:1 の見直しが厳しいという見方もあるが、今後の人口構造の変化を踏まえたもので、現在の形（病床）に変化があまり見られないようなら、次の改定もいろんな方向で誘導をかけていく」と強調した。